

規 程 集

山口県障害福祉サービス協議会

も く じ

会則	1
組織規程	4
役員選任規程	6
部会規程	7
組織運営委員会規程	8
研修委員会規程	9
広報委員会規程	10
会費規程	11
表彰規程	12
報酬及び旅費等規程	13
災害見舞金支給規程	15

山口県障害福祉サービス協議会 会則

(名 称)

第 1 条 本会は、山口県障害福祉サービス協議会（略称「障サ協」）という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所を山口市大手町 9 番 6 号 山口県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、障害福祉サービス事業にかかる制度政策を協議検証するとともに、山口県内の障害福祉サービス事業所・施設間相互の連絡調整や職員の資質向上をはかる等により、もって障害福祉の健全な発展を期することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 事業所間相互の連絡調整
- (2) 事業所の経営及び職員の資質向上等に資する各種研修
- (3) 情報の提供、共有
- (4) 障害福祉サービス事業所・施設に関する政策協議、要望
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員（以下「会員」という。）は、山口県内の障害福祉サービス事業所・施設及び本会の目的に賛同する個人又は団体とする。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	5 名
理 事	1 2 名以上 1 4 名以内（会長、副会長を含む。）
監 事	2 名

2 役員は、会員事業所・施設を代表する者及び、会の運営上必要と認めた者をもって充てる。

(役員を選任及び任期)

第 7 条 理事は、別に定める人数を各部会から選出し、会長、副会長は、理事の互選とする。

- 2 監事は、別に定める人数を理事を除く会員の中から選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会及び総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応えるほか、総会、理事会に出席して意見を述べるができる。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長が、順次に会長の職務を代理する。
- 3 理事は、委員会及び部会の運営その他重要な会務の処理にあたる。
- 4 監事は、業務、会計を監査する。

(職員)

第10条 本会に職員若干名をおく。

(会議)

第11条 本会の目的を達成するために次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 会長・副会長会議

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、年1回以上会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、事業計画・報告、収支予算・決算の承認、会則の改廃、その他重要事項を審議する。
- 3 会長は、会員総数の3分の1以上から、総会に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、これを招集しなければならない。
- 4 総会をやむを得ず欠席する場合には、委任状を提出するものとし、委任状を提出した会員は総会に出席したものとみなす。
- 5 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をも

って決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理 事 会)

第 13 条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、事業計画・報告、収支予算・決算、会務の執行に関する事項並びにその他総会に提出すべき一切の事項を審議決定する。

3 会長は、理事総数の 3 分の 1 以上から、理事会に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、これを招集しなければならない。

4 理事会をやむを得ず欠席する場合には、委任状を提出するものとし、委任状を提出した理事は理事会に出席したものとみなす。

5 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会長・副会長会議)

第 14 条 会長・副会長会議は、会長・副会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長・副会長会議は、理事会及び総会に提出すべき事項等を協議する。

(会 費)

第 15 条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の額は、総会において定める。

(会 計)

第 16 条 本会の経費は、会費、補助金及び助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(施行細則)

第 18 条 この会則施行にあたり必要な細則は、理事会において定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 組織規程

(目 的)

第1条 本会の目的を達成し、会則第4条に定める事業を推進するため次の組織を設ける。

(部 会)

第2条 事業種別に応じた運営を行うため、次の部会を設ける。

- (1) 介護部会（療養介護事業、生活介護事業等）
- (2) 就労部会（就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター）
- (3) 自立訓練部会（生活訓練事業、機能訓練事業）
- (4) 居住部会（入所支援施設、共同生活援助事業、福祉ホーム等）
- (5) 相談支援部会（相談支援事業）
- (6) 児童部会（児童発達支援事業、放課後等デイサービス等）

2 会員は、第1項に掲げる部会の中から、希望するいずれかの部会に所属する。

ただし、多機能で事業を実施している事業所にあつては、複数の部会に所属することができる。

3 各部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。部会長及び副部会長は理事となる。

4 各部会の運営については、別に定めるところによる。

(委員会)

第3条 本会組織の充実と事業の推進を図るため次の委員会を置く。

- (1) 組織運営委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 編集委員会

2 委員は、理事会が選出し、理事会が指名する者をもって充てる。

3 各委員会の運営については、それぞれ別に定めるところによる。

(特別委員会)

第4条 特別な事項等について、必要が生じた場合、理事会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の委員は若干名とし、理事及び会員等の中から会長が委嘱する。

3 特別委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

4 特別委員会は、当該特別事項の目的が終了したときは解散する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 役員選任規程

(理事の選出)

第1条 本会会則第7条第1項の規定により、各部会2名以上とする。

2 前項により各部会が選出する理事には、組織規程第2条3項の規定に基づき、部長及び副部長を含む。

3 各部会の理事の数は、2年に1度の役員改選時に見直しを行うものとする。

(監事の選出)

第2条 監事は、理事を除く会員の中から、2名を選出する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 部会規程

(趣 旨)

第1条 山口県障害福祉サービス協議会組織規程第2条第4項の規定に基づき、部会の運営について定める。

(目 的)

第2条 部会は、会員事業所の意見を吸い上げ、要望事項等を協議し、情報の提供、共有を図り、利用者サービス・事業運営の目的達成のために努力する。

(委 員)

第3条 部会の委員は、部会種別ごとに構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長1名を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 部会長は会務を総理する。

3 副部会長は、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 副部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会長及び副部会長に欠員が生じたときの補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 部会は、必要に応じて会長の承認を得て部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長をもって充てる。

(報 告)

第7条 部会での協議の結果は、随時、山口県障害福祉サービス協議会会長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 組織運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口県障害者福祉サービス協議会組織規程第3条第3項の規定に基づき、組織運営委員会の運営について定める。

(委員会の目的)

第2条 組織運営委員会は、障害福祉サービス事業の政策に関する研究調査を行い、障害福祉サービス協議会の組織運営に関する事項及び会長が特に必要と認める事項を協議する。

(委 員)

第3条 組織運営委員会の委員は、7人以内とする。

2 委員は理事会の指名により、理事の中から会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 組織運営委員会の任期は、2年とする、ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 組織運営委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長事故あるときはその職務を代理する。

4 副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 組織運営委員会は、必要に応じて会長の承認を得て委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(報 告)

第7条 委員会での研究協議の結果は、随時、山口県障害福祉サービス事業協議会会長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、組織運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 研修委員会規程

(趣 旨)

第1条 山口県障害福祉サービス協議会組織規程第3条第3項の規定に基づき、研修委員会の運営について定める。

(目 的)

第2条 研修委員会は、事業所の運営並びに経営に関し質的向上を図る研修事業を、より効果的に実施運営していくことを目的とする。

(委 員)

第3条 研修委員会の委員は7人以内とする。

2 委員は、理事会の指名により、会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 研修委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 研修委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長事故あるときはその職務を代理する。

4 副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 研修委員会は、必要に応じて会長の承認を得て委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(報 告)

第7条 委員会での研究協議の結果は、随時、山口県障害福祉サービス協議会会長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、研修委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 広報委員会規程

(趣 旨)

第1条 山口県障害福祉サービス協議会組織規程第3条第3項の規定に基づき、広報委員会の運営について定める。

(目 的)

第2条 広報委員会は、障サ協通信の編集、発行を行い、本会事業の広報・啓発を、より効果的に実施運営していくことを目的とする。

(委 員)

第3条 広報委員会の委員は7人以内とする。

2 委員は、理事会の指名により、会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 広報委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 広報委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長事故あるときはその職務を代理する。

4 副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 広報委員会は、必要に応じて会長の承認を得て委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(報 告)

第7条 委員会での協議の結果は、随時、山口県障害福祉サービス協議会会長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、広報委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会会則第15条第1項の規定に基づき、会費について定める。

(会 費)

第2条 会費の額は、1年、次表のとおりとする。

なお、多機能型事業所については、定員数で算出する事業は各事業の定員を合算で算出し、定額の事業は、事業所単位で定額とする。

会 員 の 種 類		会 費 の 額
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 ・ 施 設	生活介護事業	1, 200円×定員数
	機能訓練事業	1, 200円×定員数
	生活訓練事業	1, 200円×定員数
	就労移行支援事業	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業A型	1, 200円×定員数
	就労継続支援事業B型	1, 200円×定員数
	療養介護	1, 200円×定員数
	短期入所（単独型事業所のみ）	1, 200円×定員数
	共同生活援助事業	1, 200円×定員数
	地域活動支援センター	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉ホーム	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	福祉作業所	1, 200円×定員数 × 1 / 2
	相談支援事業	10, 000円
	児童発達支援事業	10, 000円
	放課後等デイサービス事業	10, 000円
	児童（多機能型）	10, 000円
個 人		1口 10, 000円
団 体		1口 15, 000円

(年度途中の入退会)

第3条 年度途中に加入する会員の会費は、加入翌月から年度末月までの月割りにより計算した額とする。

2 年度途中で退会する会員は、退会する年度までの会費は負担しなければならない。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、令和 3年4月1日から施行する。

この会則は、令和 5年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 山口県障害福祉サービス協議会の会員事業所・施設の経営者、施設長及び職員等で、障害福祉サービスの増進に寄与または協力し、その功績が顕著なものに対して、山口県障害福祉サービス協議会長(以下「会長」という。)が記念品を贈り、これを表彰する。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、毎年山口県総合社会福祉大会の場において行う。

(表彰該当者の資格)

第3条 表彰に該当する者の資格は、次の条件を具備するものとする。

(1) 現に、障害福祉サービス事業所・施設の経営者、施設長及び職員等で、当該年4月1日現在において満40歳以上で10年以上勤続し、功績顕著である者。

(2) ただし、その在任期間が中断されている場合及び2以上の施設におよぶ場合であっても、障害福祉サービス事業所・施設相互の間はこれを通算する。

2 前項の規定にかかわらず、功績抜群であり、特に施設長が認めるもの。

3 非常勤職員の勤続年数は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の1ヶ月又は1週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の1ヶ月又は1週間の勤続日数}}$$

(候補者の推薦)

第4条 各事業所・施設長は、前条の規定に該当する者について別紙様式による表彰候補者推薦書を作成し、会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(表彰委員会)

第5条 表彰候補者は表彰委員会の審査により決定する。

2 会長が必要と認めた場合は、表彰委員会の審査により障害福祉サービス関係者に感謝状を贈ることができる。

3 表彰委員は、会長、副会長で構成する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

山口県障害福祉サービス協議会 報酬及び旅費等規程

第1条 山口県障害福祉サービス協議会の役員及び各種委員会の委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費等については、山口県社会福祉協議会の役員等に適用される「社会福祉法人山口県社会福祉協議会役員に対する報酬及び費用弁償規程」を準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

「社会福祉法人 山口県社会福祉協議役員に対する報酬及び費用弁償規程」

第1条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会の役員及び評議員、各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償については、この規程の定めるところにより支給する。

第2条 常勤の役員の報酬は、予算の定めるところにより「常務理事・参与の報酬及び退職手当に関する規則」で別に定める。

2 非常勤の役員等（行政職員である役員を除く。）の報酬の日額は、予算の定めるところにより、理事会の同意を得て会長が別に定める。（別表1）

3 役員等が職務のため旅行したとき、または理事会、評議員会、各種委員会等に出席するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

4 役員等以外の者が会長の依頼に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合も、費用弁償として旅費を支給する。

第3条 前条に規定する旅費の額は、別表2に掲げるところによる。

2 第1項の旅費は、役員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

第4条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

報酬の日額（1日につき）	2,300円
--------------	--------

別表 2

鉄 道 賃	旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金
船 賃	旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金
車 賃	実 費
宿 泊 費 (1 日につき)	県 外 1 3 , 1 0 0 円 県 内 1 1 , 8 0 0 円
食卓料 (1 夜につき) 宿泊費実費支給時に限る	朝 食 7 0 0 円 夕 食 1 , 5 0 0 円
旅行雑費	県 外 2 , 4 0 0 円 県 内 —

山口県障害福祉サービス協議会 災害見舞金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は自然災害等により損害を受けた会員施設に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する場合の基準等を定める。

(対象災害)

第2条 見舞金の支給対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害
- (2) 火災

(対象となる損害及び見舞金の額)

第3条 見舞金を支給することができる損害は次のとおりとする。

但し、故意により生じた損害については支給しない。

- (1) 施設建物の損害
- (2) 第2条に規定する災害を直接の原因とする職員および利用者の死亡

2 見舞金の額は、(別表) 災害見舞金基準に掲げる額とする。

(手続きの方法)

第4条 損害を受けた会員は、別紙により本会に報告する。

2 会長は前項の報告を受け、災害状況の確認等を行った後、速やかに災害見舞金を支給する。

(運用)

第5条 本規程に定めのない事項については、会長・副会長で協議し決定する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

(別表) 災害見舞金基準

損害の内容		見舞金額
1 施設建物の損害	全壊・全焼	50,000円
	半壊・半焼	20,000円
	一部損壊・一部焼失	
	床上浸水	
2 職員・利用者の死亡	1人あたり	30,000円

なお、1施設の上記損害が複数に及ぶ場合、1施設あたりの見舞金額上限は10万円とする。

(別紙 1)

令和 年 月 日

山口県障害福祉サービス協議会 会長様

事業所名

所在地

連絡先

緊急連絡先
(携帯電話等)

代表者氏名

担当者氏名

被害状況について（報告）

この度、_____により、当事業所が被害を受けましたので、
下記のとおり被害状況を御報告します。

記

被害状況	被害の種類 及び規模	☐ 全壊・全焼
		☐ 半壊・半焼
		☐ 一部損壊・一部焼失
		☐ 床上浸水
		☐ 死亡 職員（ 人） 利用者（ 人）
	<特記事項> 出来るだけ詳しく記入してください。	

※被害の種類及び規模については、該当する□にレ点を記入してください。
※必要に応じて新聞の記事や被害状況を写した写真などを添付してください。
※緊急連絡先は、事務局から連絡を行うことのみに使用します。